

東近江市市民協働推進委員会の概要

【趣 旨】

少子高齢化・財政悪化など社会経済情勢の大きな変化や市民ニーズが多様化・複雑化する中、公共的な課題を解決するにはこれまでのような行政サービスだけでは対応が困難です。公共分野に市民が積極的に参加すると共に、市民と行政がそれぞれの特性を活かして相互の理解と信頼の下に、連携・協力して地域課題の解決に取り組む「市民と行政の協働によるまちづくり」が求められています。

東近江市では、これまでの協働の取組をさらに強化し、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むためのルールを定める「東近江市協働のまちづくり条例（平成26年4月1日施行）」が市民参加で作成され、議会において制定されました。

協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、総合的・計画的に推進するため、「市民協働推進委員会」を設置し、協働によるまちづくりの調査・審議、市民協働の取り組みの検討、その他協働の推進に向けた活動を行います。

【所掌事項】

- ・協働によるまちづくりの調査・審議
- ・市民協働の取り組みの検討
- ・その他協働の推進に向けた活動

【委員構成】

学識者、市民団体、公募市民など15名以内の委員で構成します。

【任 期】

2年間

【会 議】

2力年で8回～10回程度の会議等を開催する予定です。

【そ の 他】

非常勤特別職の報酬条例に基づき、委員報酬をお支払いします。

【事 務 局】

東近江市役所 総務部 まちづくり協働課

TEL 0748-24-5623 IP 050-5801-5623

E-mail machikyo@city.higashiomi.lg.jp

【これまでの具体的な活動内容】

- 市民協働推進計画の評価と検証（H29）
- 若者のまちづくりへの参画について（H28）
- 協働の優良事例を表彰する「共に考え、共に創る わがまち協働大賞」の審査（H28、29）
- 市民と行政の協働研修について
- 協働マニュアルの作成について
- 協働事例集の作成について
- 協働施策の推進
- 協働ラウンドテーブルのしくみづくり 等

活動風景



委員会の会議風景



委員会でのワークショップの風景



わがまち協働大賞のヒアリング



わがまち協働大賞の表彰式

資料編

市民協働推進委員会に関する条文

東近江市協働のまちづくり条例（平成26年東近江市条例第4号）から 抜粋

（市民協働推進委員会）

- 第20条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 委員会は、この条例、推進計画その他協働によるまちづくりに関する重要事項を調査審議し、市に意見を述べることができる。
 - 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

東近江市協働のまちづくり条例施行規則（平成26年東近江市規則第29号）から 抜粋

（市民協働推進委員会の組織）

- 第7条 条例第20条に定める東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の委員は、学識経験者、公募による市民及び市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 2 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、委員会に顧問を置くことができる。

（市民協働推進委員会委員の任期）

- 第8条 委員及び顧問の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（市民協働推進委員会の委員長及び副委員長）

- 第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（市民協働推進委員会の会議）

- 第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

（市民協働推進委員会の庶務）

- 第11条 委員会の庶務は、総務部まちづくり協働課において処理する。

平成30年度 市民協働推進委員会での検討事項

回	時期	テーマ	具体的な内容
第1回	7月12日(木)	1 市民協働推進委員会の概要 2 東近江市の協働のまちづくりについて 3 わがまち協働大賞について	<ul style="list-style-type: none"> 委員会概要 テーマについて説明・検討 協働大賞の説明
第2回	9月12日(水)	1 わがまち協働大賞について 2 東近江市の協働のまちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> 1次選考、ヒアリング説明
	9月中旬 ～下旬	わがまち協働大賞ヒアリング (8～10団体程度を想定)	<ul style="list-style-type: none"> 委員でチームをつくり、大賞候補の現場ヒアリング
第3回	11月7日(水)	1 わがまち協働大賞選考 2 東近江市の協働のまちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> 最終選考、表彰式について
	12月1日(土)	市民活動交流推進会 「わくわくこらぼ村」で委員会の活動展示と、わがまち協働大賞表彰式	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体ブース展示 協働大賞表彰式
第4回	2月頃	1 東近江市の協働のまちづくりについて 2 わがまち協働大賞の検証	

東近江市市民協働推進計画の基本施策の実施状況

資料 3

基本施策① 人づくりと推進体制 ～育む～			検討	試行	実施	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度	平成29年度	内 容
人材育成と意識改革	職員の意識改革			○	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	職員力+1プロジェクト、職員行動指針、協働研修(リーダー研修、業務改善と併せて実施)	
	市民と行政の協働理解の促進			○	未検討	一部実施	一部実施	一部実施	事例あり(地域創生講座等)、地域担当職員研修「共創塾」	
	若い世代のまちづくりへの参加促進	○	○		未検討	未検討	検討	一部実施	協働推進委員会で検討、わがまち協働大賞で「中学生が選ぶ協働大賞」を実施(中学生がまちづくりについて考える)	
	地域リーダーの発掘及び育成	○			一部実施	一部実施	検討	検討	組織運営能力向上セミナー	
	協働事例の表彰		○		検討済	実施	実施	実施	「共に考え、共に創る」わがまち協働大賞を実施【H27～】	
推進体制の整備	市民協働推進委員会の設置			○	実施	実施	実施	実施	第1期(平成24・25年度)、第2期(平成26・27年度)、第3期(平成28・29年度)、第4期(平成30・31年度)	
	協働を推進する職員の指定			○	未検討	実施	実施	実施	業務改善運動のリーダーを位置付け	
	地域担当職員制度の導入	○	○		未検討	実施予定	実施	実施	庁内プロジェクトチームを設置【H27】、平成28年度から制度実施	
	部局横断的な取り組みの推進	○	○		実施	実施	実施	実施	H26:職員力向上P、就労対策PJ、里山活用PJ、H27:空家対策等PJ、地域担当職員制度PJ、H28:移住定住P、H29:ももクロPほか多数	

基本施策② 活動基盤の整備 ～支える～			検討	試行	実施	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度	平成29年度	内 容
資金の調達	各種補助金等の活用促進			○	実施	実施	実施	実施	実施	わくわく市民活動支援補助金、情報の提供・申請等の事務支援
	協働委託の拡充			○	実施	実施	実施	実施	実施	コミュニティビジネススタートアップ支援事業、中間的就労支援事業、コミュニティビジネススタートアップ支援事業(SIB実験事業)
	市民ファンド、寄付制度の充実	○			一部実施	実施	実施	実施	実施	事業指定寄付制度「にじまサポーターズ」、コミュニティファンド検討会、三方よし基金設立
情報の共有	パブリックアクセスの推進			○	実施	実施	実施	実施	実施	市民投稿番組「まちのわ」
	市民活動や地域活動の広報の充実			○	実施	実施	実施	実施	実施	市民活動情報誌「にじま」の発行、地域情報ポータルサイト
交流・活動の場づくり	活動場所の整備及び提供			○	実施	実施	実施	実施	実施	中間支援組織NPO法人まちづくりネット東近江の事務所の独立
	未利用建物の利用促進	○	○		実施	実施	実施	実施	実施	空家総合窓口の開設、空き家バンク制度の開始(市と一般社団法人東近江住まいるバンクが連携)
	交流する機会を創出			○	実施	実施	実施	実施	実施	市民活動推進交流会「わくわくこらぼ村」等を開催
	市民交流センターの設置	○			検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	

基本施策③ 地域自治の強化 ～築く～			検討	試行	実施	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度	平成29年度	内 容
自治会活動の推進	自治会加入の促進			○	実施	実施	実施	実施	実施	転入者への自治会加入の促進、未設置地域での組織化支援
	自治会活動の支援			○	実施	実施	実施	実施	実施	まちづくり資料集での周知・普及
	自治会間の連携促進			○	実施	実施	実施	実施	実施	自治会連合会運営補助金
まちづくり協議会活動の推進	まちづくり協議会活動の支援			○	実施	実施	実施	実施	実施	まちづくり総合交付金、地域担当職員制度の導入(平成28年度から実施)
	各種活動団体の連携強化		○		実施	実施	実施	実施	実施	
	コミュニティセンター指定管理の活用			○	実施	実施	実施	実施	実施	コミュニティセンターをまちづくりの拠点として利用、教育委員会から市長部局に移管(平成28年度から)
地域自治のしくみづくり	地域包括交付金制度の導入	○			実施予定	実施	実施	実施	実施	まちづくり総合交付金(平成27年度から実施)
	市政懇話会の充実			○	実施	実施	実施	実施	実施	毎年、秋に実施。市政懇話会のあり方の検討
	地域自治に関する連合組織の一元化	○			未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	

基本施策④ 協働のしくみづくり ～つながる～			検討	試行	実施	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度	平成29年度	内 容
中間支援機能の充実	市民活動支援の充実			○	実施	実施	実施	実施	実施	市民活動支援(中間支援)事業、まちづくりネット東近江が認定NPO法人に認定
	交流の促進			○	実施	実施	実施	実施	実施	市民活動推進交流会「わくわくこらぼ村」を開催
	協働の推進			○	実施	実施	実施	実施	実施	市民活動支援(中間支援)事業
協働で取り組むしくみ	協働ラウンドテーブルの設置	○	○		検討済	試行	試行	試行	試行	協働ラウンドテーブル運営委員会で、試行しながら仕組みを検討中
参画機会の充実	市民参画を進めるための情報提供			○	実施	実施	実施	実施	実施	
	公募委員の募集			○	実施	実施	実施	実施	実施	
	広聴活動の拡充			○	実施	実施	実施	実施	実施	
	市民参画事業の拡大			○	実施	実施	実施	実施	実施	

※計画策定時の予定

市民協働推進計画の事業の検証と評価（平成29年度）

【市民協働推進計画の目的と体系】

◆ 計画の目的 東近江市協働のまちづくり条例の理念を具現化し、この条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、市民と行政が協働によるまちづくりを総合的・計画的に進めること。【目標：平成35年】	
◇ 基本施策	1. 人づくりと推進体制～育む～ ： 行政は、協働に関する理解を深めるための職員研修を実施するとともに、職員と市民は、地域や市民活動に積極的に参加し、実践を通じて地域課題の解決に向けて意識改革を図ります。
◇ 施策	(1) 人材育成と意識改革 ： 協働に関する理解を深め、まちづくりの担い手を育成するため、職員の意識改革、若い世代のまちづくりへの参加を促進します。また、多くの優良事例を通して、行政・市民の気づきにつなげるため、協働して実施したプロジェクト等を表彰します。
◇ 事業	⑤ 協働事例の表彰 ： ○ 協働により実施された優良事例を表彰

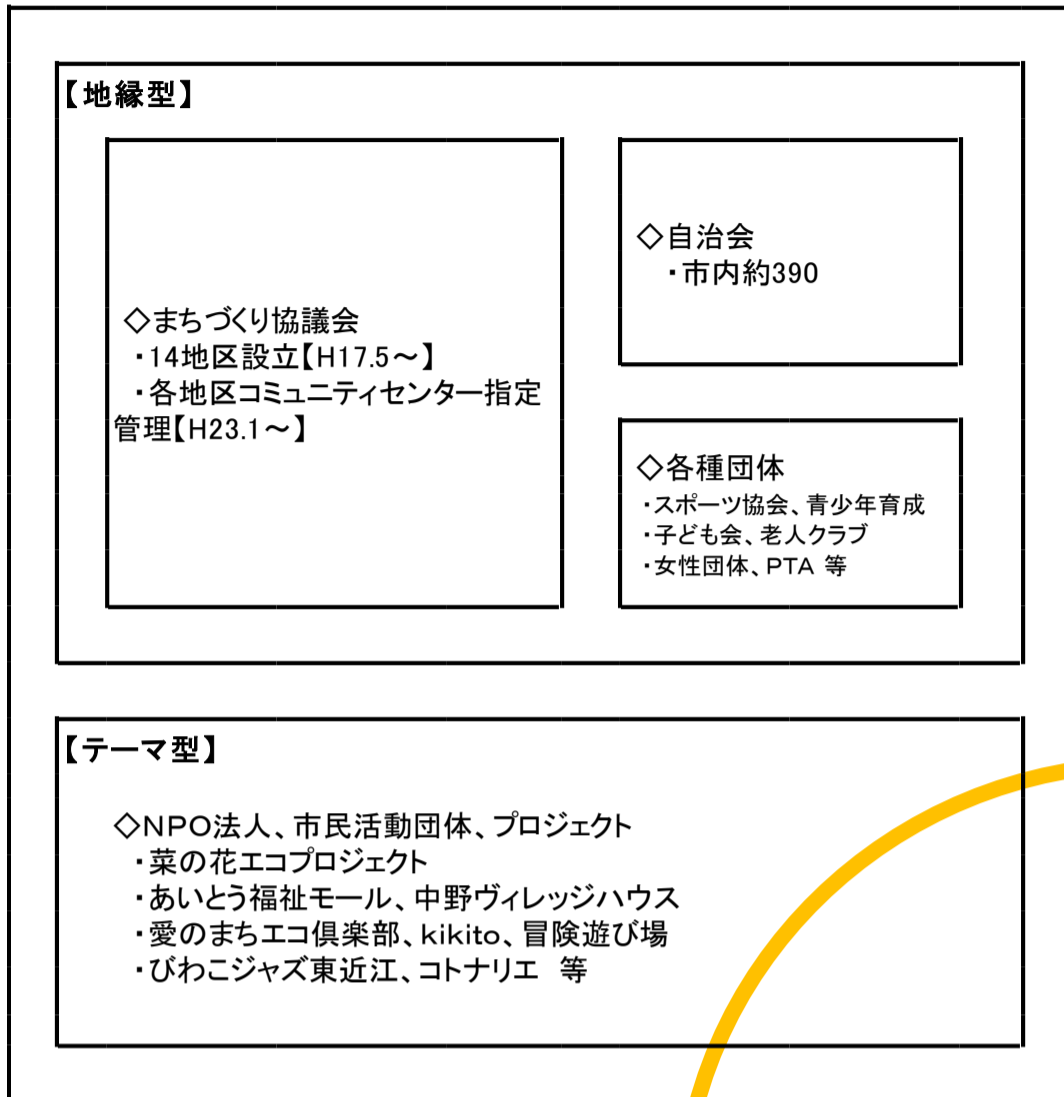
取組名	計画【Plan】		実行【Do】	評価【Check】		改善【Action】	
	取組の目的と内容	目標(指標・ありたい姿) ＜アウトプット(結果)・アウトカム(成果)＞	結果(アウトプット)＜取組がもたらした結果＞ 成果(アウト・カム)＜取組がもたらした変化＞	達成度	活動の価値 ＜取組のすばらしい点・価値＞	副次的な効果 ＜取組がもたらした地域や社会の変化＞	今後の展開や改善・維持 ＜評価をふまえた改善提案・支援等＞
わがまち協働大賞	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題の解決に向けて、協働により展開している事例を表彰することにより、市民同士、市民と行政の協働を促進する。また、他の団体への意識啓発を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民から協働事例を広く募集し、市民協働推進委員会において審査し、わくわくこらぼ村において、優良事例を表彰する。 ○ 審査の過程で、事例のポスターと映像による市民投票を行い、市民への啓発の機会ともしている。 ○ 事業終了後は、優良事例を事例集として取りまとめ、公表している。 <ul style="list-style-type: none"> ・協働大賞 ・協働優秀賞 ・協働コーディネート賞 ・特別賞 ・中学生が選ぶ協働大賞 	<p>【アウトプット(結果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協働事例の応募数 25件(H28 15件) ○ 副賞協賛の応募数 25件(H28 20件) ○ 市民投票の投票数 650票(625票) ○ 新聞・ケーブルテレビへの掲載件数 3件 	<p>【アウトプット(結果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協働事例の応募数 21件 ○ 副賞協賛の応募数 20件 ○ 市民投票の投票数 494票 ○ 新聞・ケーブルテレビへの掲載件数 4件 	<p>★★★★☆</p> <p>★★★★☆</p> <p>★★★★☆</p> <p>★★★★☆</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高い評価を得ることで、活動のほずみがつく。 ○ こらぼ村での表彰は、市民への活動のアピール度が高く、活動を広く知ってもらえる。 ○ 中学生の参画は、次代を担う若者の参画はまちづくりのためにも大きな意義がある。 ○ エントリーされた団体は、次の段階に向けたステップを踏み出しておられる。自分達の市民活動が表彰(顕彰)されることは、これ自体が大きな価値 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副賞の提供を企業等に依頼することで、企業を巻き込み、意識を高めることができた。 過去のインター ○ ネット投票で多くの票を集めた地域の方々への働きかけは、認知度をいっきに高めたのではない。 ○ 地域のよい事例を知ることで、それを応援しようという気持ちができ、これは地元愛につながる。今回、中学生達が知ってくれたことにより、次の時代へ思いが繋がると感じられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ まだまだ認知度は低いので、自らの応募を待つだけでなく、地域の活動を知るまち協などにも協力を求めて、応募を働きかけてはどうか。 ○ 若者の参画を促すために、中学生だけでなく、市内の高校や大学へのよびかけ。 ○ 東近江での協働事例(この事業自体のことも)を、全県・全国に発信していくことによって、他の地域とのつながり(協働)を展開できる可能性あり。 ○ クーポン・サービス券の依頼と協力事業所の充実により、当事者以外の市民レベルでも、より一層市民全体の動きになるように感じる。 ○ 自分たちで何かができるはまだまだ感じておられない市民へ、あなたにもこんな役割がありますよ、こんな活躍の場がありますよ、という感じの何らかの可能性の提供ができると面白いのではない。 ○ 活動している団体への応援チームづくりのようなサポート体制作りができると、活動団体の孤立化を防ぎ、さらに輪が広がらないか。 ○ 広く市民に知ってもらうために、ポスター掲示を増やしてはどうか。
	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：まちづくりネット東近江 ・形態：市から委託 ・期間：単年 ・予算：10万円 	<p>【アウトカム(成果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が市民活動に触れる機会を作ることにより、自分たちのまちを、自分たちで創る意識が高まる。 ※市民意識調査 18%以上(H28:15.9%) ○ 市民が、東近江市における様々な協働事例を知ることによって、協働への意識を高めたり、協働による取組の発展性や可能性を感じてもらった。 ○ 東近江市におけるわがまち協働大賞の価値を高める。 	<p>【アウトカム(成果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民意識調査の結果 自分たちのまちは、自分たちで創ると思う人の割合 18.7% ○ 広報、市民投票を兼ねたPRやわくわくこらぼ村、表彰式など、様々な機会を通じて、多くの皆さんに取組を知ってもらうことはできた。本年度は、中学生が選ぶ賞を設けたことで、中学生を巻き込みながら、協働事例を新しい視点で見つめることができた。中学生が考え、まちづくりへのまなざし感は大人とはまた違った視点になる。様々な立場の人が関わることで、また違った可能性が生まれると感じる。 ○ この取組は3年目になり、知名度も少しずつアップしている。表彰の副賞を事業所から、クーポンやサービス券にすることにより、事業所も巻き込みながら、地域みんなで応援する賞へと可能性を拓いていることが新たなまちづくりになっている。 	<p>★★★★★</p> <p>★★★★☆</p> <p>★★★★☆</p>	<p>課題 ＜取組を実施しての課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応募団体が偏る傾向にある。 ○ まだまだ自発的応募という感じではない。市民レベルでの情報共有がまだまだなのか、協働ということに対する認識のずれがあるのか…気軽に応募できてほしいと思う。 ○ 多くの活動団体は、協働事業をやっているという認識がないので、声をかけないとエントリーが少ない。 		

東近江市誕生後の協働のまちづくり年表【主なもの】

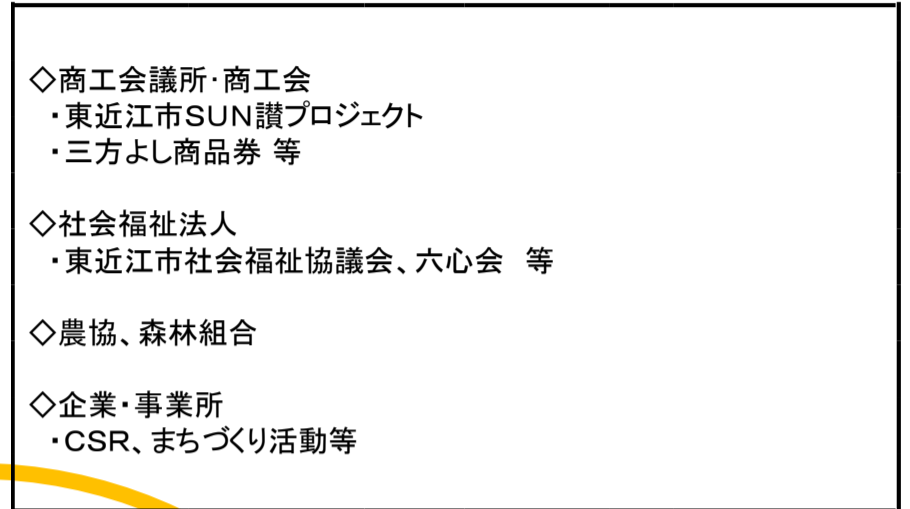
資料 4

年度	日付	内容	説明
16	平成17年2月11日	1市4町合併 東近江市誕生	八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が合併
17	平成17年4月	まちづくり協議会交付金創設	まちづくり協議会の活動を支援する交付金
	平成17年5月～ 平成18年3月	各地区まちづくり協議会設立(7地区) ※愛東、湖東、南部、永源寺、平田、建部、五個荘	市民が自主的に参加して、「地域の課題解決」と「各地域の個性を生かしたまちづくり」を行うために、各地区毎に組織される。 活動内容は、防災・防犯、環境、福祉、歴史・文化、交流イベントなど多岐にわたり、地域のためにという熱いボランティア精神で行われている。
	平成18年1月1日	1市2町合併 新しい東近江市として歩み始める	東近江市、能登川町、蒲生町が合併
18	平成18年4月	いきいき市民活動補助金創設	市民が主役のまちづくりを進めるため、市民活動団体が自ら企画、実施する活動に対して、経費の一部を助成。H27年度～わくわく市民活動補助金
	平成18年10月～ 平成19年3月	各地区まちづくり協議会設立(7地区) ※御園、蒲生、八日市、中野、玉緒、市辺、能登川	
19	平成19年8月30日	東近江市内まちづくり協議会連絡会設置	市内14地区のまちづくり協議会の連絡組織。各地区まち協の活動や課題の共有、情報交換や交流を図る。
22	平成23年1月1日	平田コミュニティセンター指定管理開始	市内14地区のコミュニティセンターをまちづくり協議会が管理。まちづくり協議会は、コミュニティセンターを拠点とし、社会教育事業と地域づくり・市民活動の支援を行う。
23	平成23年4月～ 平成24年1月	各地区コミュニティセンター指定管理開始(4地区) ※南部、市辺、建部、玉緒	
	平成24年3月1日	まちづくりネット東近江設立	地域の課題解決に向けて、市民(市民活動団体、NPO、まちづくり協議会等)、行政、事業者等の間に立って、そのつなぎ役として、それぞれの活動が活発になるように支援やコーディネートを行う団体。 主な活動に、市民活動推進交流会「わくわくこらぼ村」の開催、広報誌の発行、市民活動に役立つ講座の開催、各種団体からの相談対応など
24	平成24年4月～ 平成24年10月	各地区コミュニティセンター指定管理開始(6地区) ※中野、八日市、湖東、能登川、御園、愛東	
	平成24年7月9日	市民協働推進委員会設置(第1期)	第1期は、協働のまちづくり条例の検討(市から諮問。14回開催)
	平成25年1月11日	まちづくりネット東近江 法人化(NPO法人)	
25	平成25年4月	各地区コミュニティセンター指定管理開始(2地区) ※五個荘、蒲生	
	平成25年10月31日	市民協働推進委員会答申	協働のまちづくり条例(案)を東近江市に答申
26	平成26年4月1日	『東近江市協働のまちづくり条例』施行	【前文】 …市民が一人ひとりの持てる力を発揮しながら、まちづくりに参画するとともに、「お互いさま」の心を持って連携し、協力しながらまちづくりを進める必要があります。全ての市民が東近江市に誇りを持ち、将来にわたって安心して幸せに暮らすことができる協働のまちづくりを進めるため、ここにこの条例を定めます。 ※まちづくりの基本理念や協働の原則を記載。まちづくり協議会や自治会、中間支援機能を位置づけ。
	平成26年4月1日	永源寺コミュニティセンター指定管理開始(全14地区で実施)	
	平成26年4月1日	コミュニティビジネススタートアップ支援補助制度開始	地域課題の解決にビジネスの手法で取り組む事業者を支援【H29実績】2事業、累計13事業
	平成26年7月1日	『東近江市市民協働推進計画』策定	「協働のまちづくり条例」に基づく、協働のまちづくりを総合的、計画的、具体的に進めるためのアクションプラン
	平成26年12月6日	第1回市民活動推進交流会「わくわくこらぼ村」開催	市内で活動するいろいろな市民活動団体やまちづくり協議会、企業等が、団体の活動を発表したり、団体同士が互いに交流する場 【H29実績】 (第4回)H29.12.9 アピア4階で開催 参加団体:52団体 参加・来場者:約1,100人
27	平成27年4月	まちづくり総合交付金創設	まちづくり協議会が地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりに自主的、自律的及び包括的に取り組むことを支援するための交付金 ※H29予算額 35,131千円
	平成27年4月	わくわく市民活動補助金創設	いきいき市民活動補助金から名称・内容を変更
	平成27年7月	第1回「共に考え、共に創る」わがまち協働大賞創設	地域課題の解決をめざして多様な主体が「協働」で事業を実施している優秀事例を表彰することにより、協働のまちづくりの促進を図る 【H29実績】応募:21事業 表彰:10事業、2人
28	平成28年4月	「地域担当職員制度」開始	地域の課題が多様化、複雑化する中、地域自治の充実と協働のまちづくりを進めるため、各地区まちづくり協議会に「地域担当職員」を配置(市職員、公募)。 地域と行政のパイプ役、コーディネート役として、まち協の会議等に参画し、ともに考えながら、地域のまちづくりを総合的に支援 ※H30.7.1現在 80名
	平成28年4月	コミュニティビジネススタートアップ事業に東近江市版SIBの手法を導入	【東近江市版SIB】 行政が直接事業者には補助するのではなく、事業資金に市民の出資を募り、市民が資金面で事業を応援する仕組みで実施
	平成28年4月	住み続けたい地域づくり交付金創設	若者が生まれ育った地域で住み続けられるよう、自治会等の課題を洗い出し、今後の方向を検討する取組を支援
29	平成29年6月	一般財団法人東近江三方よし基金設立	地域の皆さんの思いがこもった「志のあるお金」を、地域の課題解決と地域資源を活用した地域の活性化に生かすために設立。様々な取り組みを通じて、東近江市の「未来資本を太らせよう!」とするもの。
	平成30年3月	まちづくりネット東近江 認定NPO法人に認定	
30	平成30年7月	東近江三方よし基金 公益財団法人に認定	

市民活動・自治

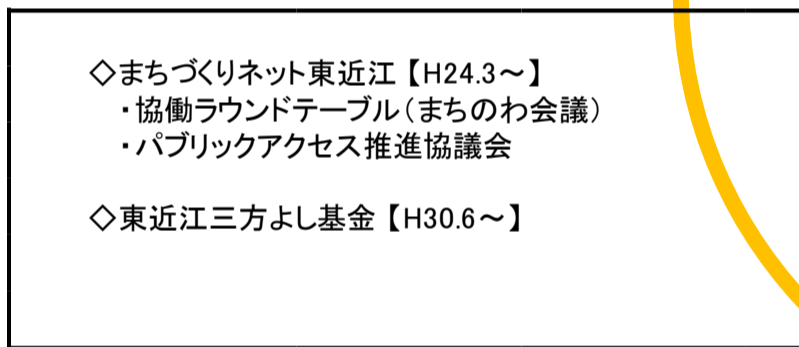


企業・事業所

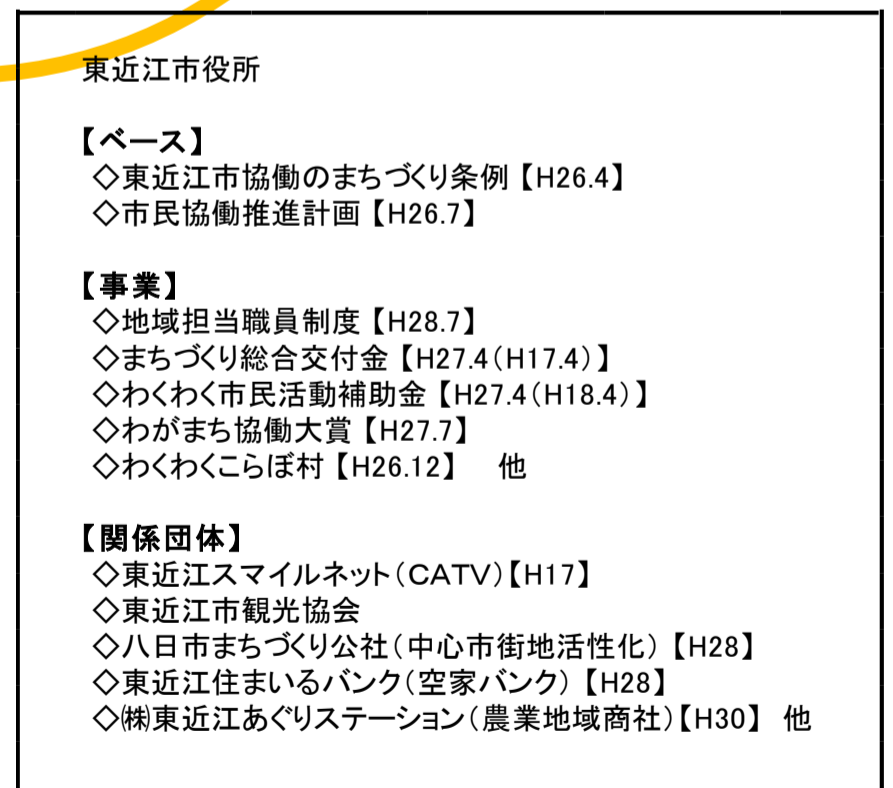


市民

中間支援



行政等



大学・研究機関

